資料１

障害の有無にかかわらずすべての人の尊厳が守られる社会づくりの促進に関する条例（案）

（通称・沖縄県障害者の権利条例）

前文

第一章　総則

第二章　権利の保障

第三章　障害のある人の権利委員会

第四章　雑則

附則

第一章　総　則

　（目的）

第１条　この条例は、国連障害者の権利に関する条約（平成18年12月13日第61回国連総会採択）の理念にのっとり、本県の歴史並びに地域特性を考慮しつつ、障害のある人の生命と尊厳に対する固有の権利を守るとともに、障害のある人が他との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを促進し、もって本県において、すべての人の尊厳が守られ、ゆたかで調和と活力のある文化的な社会づくりを実現することを目的とする。

　（定義）

第２条　この条例において、以下の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　障害のある人

　　発達障害や難病、高次脳機能障害等を含む、長期の身体的、知的若しくは精神的な機能障害があるため、継続的に日常生活若しくは社会生活に相当な制限を受けている者、又は、上記の機能障害があるため、当該機能障害及びこれに対する誤解、偏見、差別その他の社会的障壁との相互作用により、他との平等を基礎として社会へ完全かつ効果的に参加することが妨げられている者をいう。

二　障害を理由とする差別

　　　直接的、間接的又は合理的配慮の欠如その他態様のいかんを問わず、障害のある人が他との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる作用を有する行為又は取扱いをいう。

三　間接的差別

　　　障害のある人を対象としない行為又は取扱いであって、障害のある人が他との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる作用を有するものをいう。

四　合理的配慮

　　　特定の場合において、障害のある人が他との平等を基礎としてすべての権利を享受し又は行使することを確保するために必要かつ適切な変更及び調整であって、当該変更及び調整と確保しようとする権利とが均衡を失しておらず、かつ当該変更又は調整を行うことが過重な負担を伴わないものをいう。

五　障害のある人に対する虐待

(1)　障害のある人に対する次に掲げる行為

イ　障害のある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ　障害のある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置。

ハ　障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害のある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ　障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害のある人をしてわいせつな行為をさせること。

(2)　障害のある人の財産を不当に処分することその他障害のある人から不当に財産上の利益を得ること。

　六　リハビリテーション又はハビリテーション

障害がある人に対し、当該個人の身体的，精神的及び社会的に最も適した機能水準の達成を可能にすることにより，当該個人が自らの人生を変革していく手段を提供するための，目標が設定されかつ期間を限定した一連の過程であって、出生後に生じた障害に対して行われるものをリハビリテーションといい、出生のときまでに生じた障害に対して行われるものをハビリテーションという。

（基本理念）

第３条　すべて障害のある人は、他との平等を基礎として、すべての基本的人権を享有し、その固有の尊厳が尊重され、かつ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

２　何人も、障害を理由とする差別を受けない。

３　障害のある人に対する差別をなくする取組みは、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他、障害のある人が独立した権利主体であることに対する一般の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人の権利に対する一般の理解を広める取組みを含むものとしなければならない。

　（平和に生きる権利）

第４条　何人も、武力による威嚇又は武力の行使を受けることなく平和に生きる権利を妨げられない。

２　何人も、武力による威嚇又は武力の行使に対し、自己の意思に反して協力することを強制されない。

３　何人も、武力による威嚇又は武力の行使の危険から逃れる場合において、障害のある人に対し、障害を理由とする差別をしてはならない。

（共に生きる地域づくり）

第５条　すべて県民は、その居住する地域において、地域の特性に応じたゆたかで調和と活力のある文化的な地域づくりに参加する権利を有する。

２　県は、障害のある人が、その居住する地域において、等しく、この条例に定める権利を享有し及び行使することができるよう施策を講じなければならない。

（県の責務）

第６条　県は、この条例に定める障害のある人の尊厳と権利を守るため、予算措置を含む、必要若しくは適切な施策を講じなければならない。

２　前項の施策を講じるに当たっては、障害のある人に対する同種の障害のある人（以下「ピア」という。）による支援、ピア及び専門家等の支援者の育成、障害のある人の権利に対する公務員並びに一般の理解の促進にとくに留意するものとする。

３　障害のある人が、地域福祉サービスを利用する場合において、各自のニーズに応じた個別の支援を提供するとともに、当該個人が、自己の的確な判断に基づく選択若しくは決定ができるよう、サービス利用者の観点に立った個別の相談支援体制を整えるものとする。

第二章　権利の保障

　（人としての尊厳）

第７条　すべて障害のある人は、自己の生命及び身体に対する固有かつ不可侵の権利を有する。障害のある人は、他との平等を基礎として、生命、自由及び幸福追求の権利その他すべての権利を享有し及び行使することを妨げられない。

　（虐待の禁止）

第８条　何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

２　虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者は、その事実を、障害のある人の権利委員会に通報しなければならない。

３　前項の通報をした者は、当該通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（権利における平等）

第９条　障害のある人は、この条例に定める権利を享有し又は行使する場合において、障害を理由として差別されない。

２　何人も、障害のある人に対し、みだりに前項の権利を妨げてはならない。

　（地域社会で生活する権利）

第１０条　障害のある人は、他と平等に、自己の居住する場所を選択し、地域社会において自立して生活する権利を有する。

２　何人も、法令により認められる場合を除き、障害のある人に対し、施設への入所その他特定の場所に居住することを強制してはならない。

３　県は、障害のある人が、完全なインクルージョンの理念にのっとり、地域社会において、他と平等で自立的な生活者として受け入れられ、孤立し又は隔離されることなく生活することができるよう、個別の支援（パーソナル・アシスタンスを含む。）、在宅サービス、居住サービス等の地域社会支援サービスの提供その他必要な施策を講じなければならない。

４　県は、前項の施策にあたっては、予算措置を含む、必要若しくは適切な施策を講じなければならない。

　（平等な医療を受ける権利）

第１１条　障害のある人は、他と平等な範囲、質及び水準の医療（性及び生殖に関する医療を含む。）を受ける権利を有する。

２　何人も、障害のある人に対して医療を提供する場合において、障害を理由として差別してはならない。

３　県は、障害のある人が、他と等しく医療を受けることができるよう、情報の提供、ピアによる支援、専門家の育成その他必要な措置を講じなければならない。

（リハビリテーション又はハビリテーションを受ける権利）

第１２条　障害のある人は、適切なリハビリテーション又はハビリテーションを受ける権利を有する。

２　県は、障害のある人が、効果的かつ適切なリハビリテーション又はハビリテーションを受けることによって、自己の身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を発揮して、自立的な生活を維持し、また、社会生活のあらゆる側面へ参加することができるよう、適切な措置をとらなければならない。

３　前項の措置をとるため、県は、保健、雇用、教育及び社会サービスの分野において、リハビリテーション又はハビリテーションについて、各分野の連携及びピアによる支援に特に留意しつつ、包括的なサービス及び計画を策定するものとする。

　（インクルーシブな保育支援サービスを受ける権利）

第１３条　障害のある人又は子どもは、他と平等で、かつ分離されない（以下「インクルーシブな」という。）保育支援サービスを受ける権利を有する。

２　何人も、障害のある人又は子どもに対し保育支援サービスを提供する場合において、障害を理由として差別してはならない。

３　県は、障害のある人又は子どもが、インクルーシブな保育支援サービスを受けることができるよう、情報の提供、予算の確保、優先的入所、ユニバーサルデザインの採用、ピアによる支援、専門家の育成その他必要な措置を講じなければならない。

　（公衆用施設及びサービスの利用）

第１４条 障害のある人は、他と平等に、公衆に開かれ若しくは提供された建物、道路、輸送機関その他の屋内外の施設並びに情報サービス、通信サービスその他のサービス（以下「公衆用施設及びサービス」という。）を利用する権利を有する。

２　何人も、障害のある人が公衆用施設及びサービスを利用し又は利用しようとする場合において、障害を理由として差別してはならない。

３　何人も、正当な理由なく、障害のある人専用に設けられたことを表示した駐車場所（以下「専用駐車場所」という。）に駐車し、又はこれを占有してはならない。

４　県は、障害のある人が第１項の権利を享有し又は行使することを確保するため、情報及び利用支援サービスの提供、予算の確保、ユニバーサルデザインの採用その他必要な措置を講じなければならない。

　（個人の移動性の確保）

第１５条　障害のある人は、任意のときに、自己の選択する方法により、移動する権利を有する。

２　何人も、障害のある人が移動又は移送サービスを利用する場合もしくは障害のある人に移動または移送サービスを提供する場合において、障害を理由として差別してはならない。

３　県は、障害のある人が第１項の権利を享有し又は行使することを促進するため、情報の提供、障害のある人が負担可能な費用による移動若しくは移送支援サービス（移動補助具、補そう具、補助犬等による支援を含む。）の提供、移動若しくは移送支援サービス従事者に対する訓練その他必要な措置を講じなければならない。

　（居住場所の確保）

第１６条　障害のある人は、他との平等を基礎として、不動産に関し、売買、賃貸借、転貸借その他の法律行為をする権利を有する。

２　何人も、みだりに前項の権利を妨げてはならない。

３　県は、障害のある人に対し、公営住宅の優先的賃貸、保証、建物改修の促進その他障害のある人が地域社会において居住場所を確保するために必要な措置を講じなければならない。

　（情報及びコミュニケーションの確保）

第１７条　障害のある人は、点字、手話、要約筆記、補助的若しくは代替的手段その他の自ら選択する方法により、情報を入手又は発信し、若しくは他とのコミュニケーションを行う権利を有する。

２　何人も、障害のある人が情報を入手又は発信し、若しくは他とのコミュニケーションを行う場合において、障害を理由として差別してはならない。

３　県は、障害のある人が第１項の権利を享有し又は行使することを確保するため、無償若しくは負担可能な費用により、点字、手話、要約筆記、補助的又は代替的手段の提供その他必要な措置を講じなければならない。

（政治的活動の権利）

第１８条　障害のある人は、他と平等に、政治的活動を行う権利（投票し、又は選挙される権利を含む）を有する。

２　何人も、みだりに前項の権利を妨げてはならない。

（平等な教育を受ける権利）

第１９条　障害のある人又は子は、自己の人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を、可能な限り、発達させる権利を有する。

２　県は、障害のある人又は子が、他との平等を基礎として、他と同じ場で教育をうける機会を保障することが差別のない社会を築く基礎となるに鑑み、インクルーシブな教育を受けることができるよう適切な施策を講じなければならない。

３　前項の施策に当たっては、以下に掲げる事項に特に留意するものとする。

イ　完全なインクルージョンという目標に則し、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、効果的で個別化された支援措置がとられること。

ロ　障害のある子に対して、教育・医療・福祉・地域その他の適切な連携によるサービス（ピアによるアドバイスの提供を含むものとする。）を就学前から始めること。

ハ　障害のある人または子は、就学前検診の受診を強制されないこと。就学前検診は入学後の障害のある子供に対する有効な支援を促進することを目的とするものであって、その結果を入学・転校時の学校（学校教育法第１条に規定する学校をいう。）選択の判断の根拠にすることはできないこと。

ニ　就学相談を充実し、障害のある子の入学・転校する学校を決定する場合において、二重学籍、学期途中の転校の承認その他本人若しくはその保護者（同法第２２条１項に規定する保護者をいう。）の意向が最も尊重されること。

ホ　教育が行われる場において、各個人の個別的なニーズに応じた合理的配慮が行われること。上記合理的配慮は、本人またはその保護者に対し過重な人的、物的又は経済的負担を課さないものであって、教育施設のバリアフリー化、点字、手話通訳、要約筆記、補助的又は代替的コミュニケーション手段の提供、補助者並びに医療従事者の配置、手話又は点字の習得の機会の保障を含むものとすること。

ヘ　進路の決定は、高等教育への進学をも含め、適切な情報の提供に基づく本人の意思決定を尊重しつつ、幅広い選択肢の中から選択することができるようにすること。

ト　教育のすべての段階において、教育に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適切な措置をとること。上記研修には、障害に対する意識の向上、補助的又は代替的コミュニケーション手段の使用、並びに障害のある人又は子を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとすること。

チ　障害のある人が、他との平等を基礎として、一般の高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習へアクセスすることを促進すること。上記アクセスの促進に当たっては、障害のある人に対し、入学試験、定期試験等の試験における点字、手話通訳等の対応、授業における点字資料、手話通訳、要約筆記、補助的又は代替的コミュニケーション手段の提供、適切な学生サービスの提供を含む合理的配慮が行われることを確保すること。

４　県は、教員の採用に当たり、障害を理由とする差別をしてはならない。

　（自己実現への権利）

第２０条 障害のある人は、社会に完全かつ効果的に参加し、自己決定を基礎とした自立的な生活を営むことを可能とするため、自立への積極的な意欲と力を生成させる機会を持つ権利を有する。

２　県は、障害のある人が前項の権利を享有し又は行使することを促進するため、情報の提供、ピア又は専門家による支援、支援者の育成その他必要な施策を講じなければならない。

３　県は、障害のある人の保護者に対し、障害のある人が自立生活を営むことに対する不安を除去し、障害のある人の自立を奨励するため、情報の提供、ピア又は専門家による支援その他必要な施策を講じなければならない。

（労働における平等）

第２１条　障害のある人は、他との平等を基礎として、職業選択の自由並びに労働する権利を有する。

２　何人も、労働者の募集、採用、労働条件の決定、配置、昇進、教育訓練若しくは福利厚生について、障害を理由とする差別をしてはならない。

３　県は、他との平等を基礎とした、障害のある人の雇用、就労、起業を促進し又は奨励するため、就労支援、職業訓練、職業紹介、無利息又は低利の融資の提供、合理的配慮義務の周知その他必要な施策を講じなければならない。

（文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加）

第２２条　障害のある人は、他との平等を基礎として、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加する権利を有する。

２　何人も、みだりに前項の権利を妨げてはならない。

３　県は、障害のある人が前項の権利を享有し又は行使することを確保するため、以下に掲げる措置を含む、適切な施策を講じなければならない。

イ　障害のある人が、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス等の文化的な公演又はサービスが行われる場所へのアクセスを享受すること。

ロ　障害のある人が、あらゆる段階における一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し及び促進すること。

ハ　障害のある人が、障害に特有のスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、発展させ及びこれに参加する機会を確保すること。上記機会を確保するため、適切な指導、訓練及び資源が、他との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。

ニ　障害のある人が、スポーツ及びレクリエーションの開催地並びに観光地にアクセスすることを確保すること。

ホ　障害のある子が、他との平等を基礎として、遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校教育におけるこれらの活動を含む。）に参加することができることを確保すること。

第三章　障害のある人の権利委員会

　（障害のある人の権利委員会）

第２３条　この条例に定める障害のある人の尊厳と権利を擁護するとともに、障害を理由とする差別及び障害のある人に対する虐待をなくすために必要な措置を行うため、県に、障害のある人の権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

２　権利委員会は、福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について優れた識見又は経験を有する２０名以内の委員によって構成する。ただし、委員の半数以上は障害のある人でなければならない。

３　知事は、県議会の同意を経て、前項の委員を任命する。

　（権利委員会が行う事務）

第２４条　権利委員会は、以下の各号に定める事務を行う。

　一　障害のある人に対する権利侵害又は障害を理由とする差別にかかる事実の調査

　二　関係者への必要な説明及び関係者間の調整

　三　関係機関への通告

四　助言、あっせん

　五　知事の勧告を求めること

　六　障害を理由とする差別を解消するための施策の計画立案及び提言

　七　障害を理由とする差別を解消するための啓発活動

　八　障害のある人の権利擁護並びに障害を理由とする差別の解消を目的とする研修事業の実施

　九　この条例の施行に関し必要な事項に関する規則の制定

　十　その他障害のある人の権利擁護並びに障害を理由とする差別を解消するために適当な事務

　（助言及びあっせんの申立て）

第２５条　障害のある人は、この条例に定める権利を侵害され、又は障害を理由とする差別若しくは自己に対する虐待を受けたときは、権利委員会に対し、助言若しくはあっせんを行うよう申立てをすることができる。

２　障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意思に反することが明らかであると認められるときは、この限りではない。

（事実の調査）

第２６条　権利委員会は、前条の申立て又は第８条２項に定める虐待の通報があったときは、当該申立て等に係る事実について調査を行うものとする。

２　権利委員会が前項の場合を行う場合、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言及びあっせん）

第２７条　権利委員会は、第２４条の申立てがあった場合において、必要と認めるときは、関係者に対し、助言又はあっせんを行うことができる。

２　関係者は、前項の助言又はあっせんがなされたときは、これを尊重しなければならない。

　（勧告等）

第２８条　権利委員会は、第２５条により行われる調査に当たり、調査の対象者が正当な理由なく調査への協力を拒否したときは、知事に対し、調査に協力するよう調査の対象者に勧告をすることを求めることができる。

２　権利委員会は、第２６条に定める助言又はあっせんを行った場合において、関係者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、障害のある人、その保護者又は関係者の申立てに基づき、知事に対し、適当な措置をとるよう関係者に勧告することを求めることができる。

３　知事は、第１項又は第２項の勧告を求められたときは、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りではない。

４　知事は、第１項又は第２項の勧告を求められた場合において、相当と認めるときは、すみやかに勧告を行うものとする。

（事務局）

第２９条　権利委員会の行う事務を補助するため、権利委員会に事務局を置く。

２　事務局長は、事務局が行う事務を統括する。

３　事務局長は、障害のある人をもってこれにあてる。

　（秘密の保持）

第３０条　権利委員会の委員及び事務局の職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第四章　　雑則

第３１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。